

## 特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて

### 1. これまでの状況

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として以下のとおり主任技術者又は管理技術者の配置を求めている。

- ① 下請契約の請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には監理技術者を置かなければならない。
- ② 請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合は配置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。

※ ただし、密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるとされていたが、この規程は専任の監理技術者には適用されていなかった。

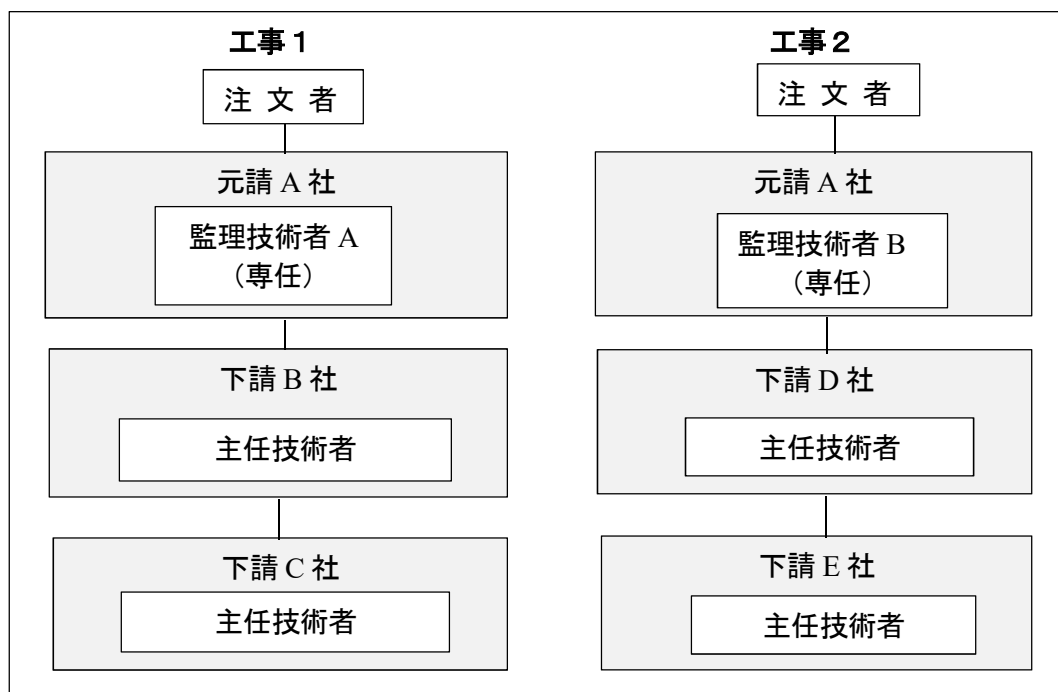
### 2. 改正内容

令和2年10月1日に建設業法が改正され、監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任に置いた場合、監理技術者は、特例監理技術者となり複数（2工事まで）の工事現場を兼務することが可能となった。

#### 【現状と改正後のイメージ】

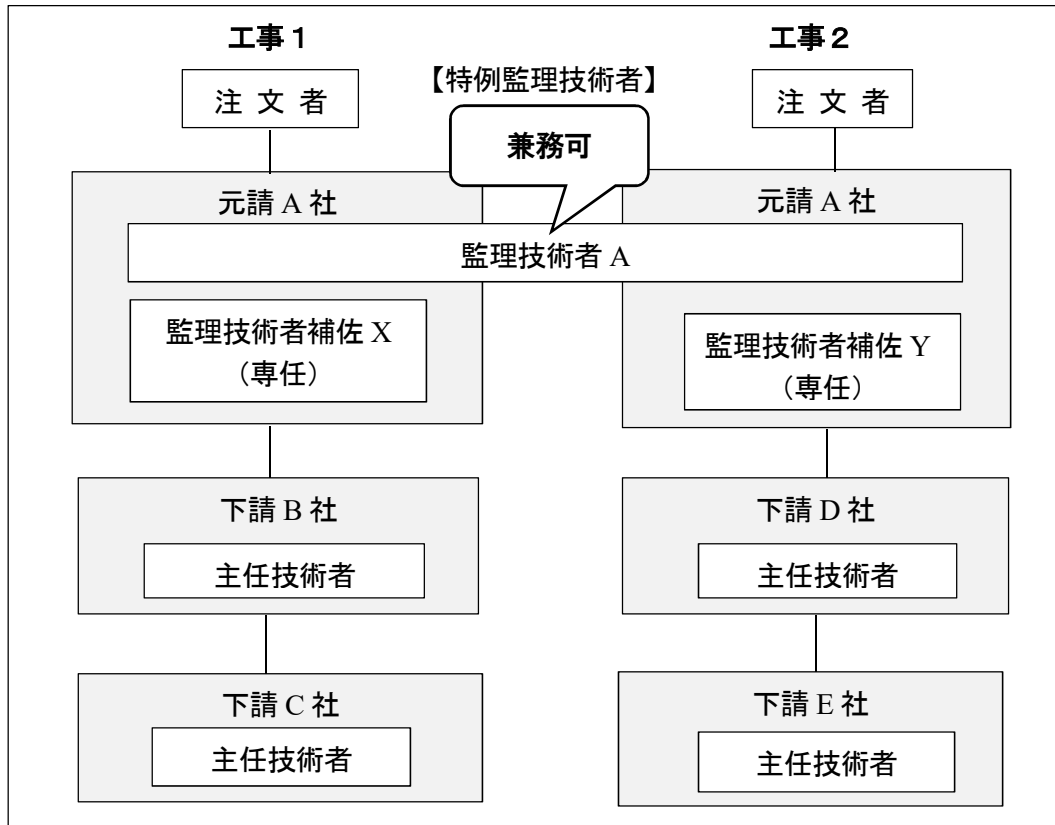
##### 【現状】

・建設工事の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。



(参考：監理技術者補佐となるために必要な資格、建設業法施行令第28条

- ① 主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一般の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工監理技士補）
- ② 一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

3. 特例監理技術者の配置（監理技術者の兼務）が可能な工事件数、対象工事及び業種

(監理技術者の配置が必要となる工事とは)

下請契約の請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる工事

- ① 工事件数（建設業法第 26 条第 4 項）  
2 件まで
- ② 対象工事  
監理技術者を専任で配置することが必要となる工事において、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者を専任で配置する工事
- ③ 対象業種  
全業種が対象

**4. 本組合における取扱い**

本組合における取扱いについては、以下のとおりとする。  
 なお、高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めないことができる。

- ① 工事施工場所  
本組合構成市町内（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）で施工される工事
- ② 発注規模  
設計金額（税込み）が 1 億 5,000 万円未満の工事
- ③ その他
  - ア) 低入札価格調査工事の取扱い  
対象工事としない。
  - イ) 他発注機関が発注する公共工事との取扱い  
国又は県及び本組合の構成市町は発注する工事との兼務については、各発注者が兼務について承認しなければならない。

**5. 特例監理技術者・監理技術者補佐・現場代理人の兼務について**

【特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が想定されるケース】

工 事	特例監理技術者	監理技術者補佐	現場代理人
① 工 事 (既契約)	兼 務 A	B	Bor D
② 工 事 (新 規)	A	C	Cor E

- (1) 監理技術者補佐について  
【ア. 監理技術者補佐となるためには】

・主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

#### 【イ. 監理技術者補佐の配置について】

・監理技術者補佐は工事現場ごとに専任で配置しなければならない、特例監理技術者A以外のB、Cを①、②工事に各々配置しなければならない（B又はCが①、②工事両方の監理技術者補佐となることはできない）。

### (2) 現場代理人について

#### 【ア. 現場代理人となるためには】

・現場代理人となるために必要な資格等はない。

#### 【イ. 現場代理人の配置について】

・現場代理人は常駐義務があるため、特例監理技術者として①、②工事を兼務するAは現場代理人にはなれない。

・一方、監理技術者補佐は現場ごとに専任であるため、常駐義務を果たすことができるため、監理技術者補佐B、Cはそれぞれ①、②工事の現場代理人になることができる。

・なお、①、②工事ともに監理技術者補佐B、C以外の第三者D、Eも現場代理人となることができる。

## 6. 入札公告、指名競争入札通知書、特記仕様書への記載について

特例監理技術者の配置を認める、又は認めない工事であることの明示を入札公告、指名競争入札通知書等に記載する。

## 7. 適用

令和4年4月25日以降の入札契約手続き中、若しくは稼働中の工事及び4月25日以降に行われる公告等から適用する。

【参考資料】

建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条(略)

2(略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者(同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。)がその行うべき各工事現場に係る第26条の4第1項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、第27条の18第1項の規定による管理技術者資格証の交付を受けている者であつて、第26条の5から第26条の7までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6(略)

建設業法施行令

(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)

第28条 法第26条第3項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- (2) 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(同一の特定監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第29条 法第26条第4項の政令で定める数は、2とする。